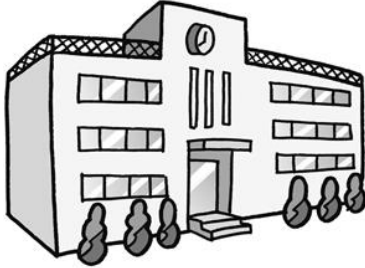


令和2年度 福知山市放課後児童クラブ入部案内

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)



◆放課後児童クラブ(有料)とは

放課後児童クラブは、保護者や同居家族が就労等により昼間見守ることのできない児童に対し、放課後や学校休業日に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図るとともに保護者が安心して就労できる環境を提供するものです。

利用できるのは、就労等が書類により証明可能で、必ず午後7時までにお迎えに来ていただける方のみとなり、事前に登録が必要です。

◎受付期間 令和元年11月25日(月)～令和元年12月6日(金)

◎受付場所

- 平 日:福知山市教育委員会 生涯学習課(市役所6階 エレベーター出て左)
【8:30～17:15、水曜日のみ 8:30～19:00】
- 金 曜 日 夜 間:ハピネスふくちやま(市役所隣)3階会議室2 【17:30～20:00】
- 土 曜 日:ハピネスふくちやま(市役所隣)3階会議室2 【9:00～16:30】
- 日 曜 日:市民交流プラザふくちやま(JR福知山駅北口横) 3階ギャラリー
【9:00～16:30】

申請は毎年度必要となります。

※ 対面のみの受付です。郵送等での受付は
しておりません。

※ 定員の都合上入部できない場合があります。

この利用申請は、令和2年4月1日からのご利用分になります。
令和2年3月春休みの利用申請は別用紙になりますのでご注意ください。

★お願い★

申請時には、各提出書類と印鑑(朱肉で押印する印鑑)を必ずご持参ください。

提出は利用申請書に記入の同居家族(成人)のみでお願いいたします。

各提出書類に不備があると受け付けできません。ご注意ください。

◆お問い合わせ◆

福知山市教育委員会生涯学習課 放課後児童育成係
電話 0773-24-7067(直通)

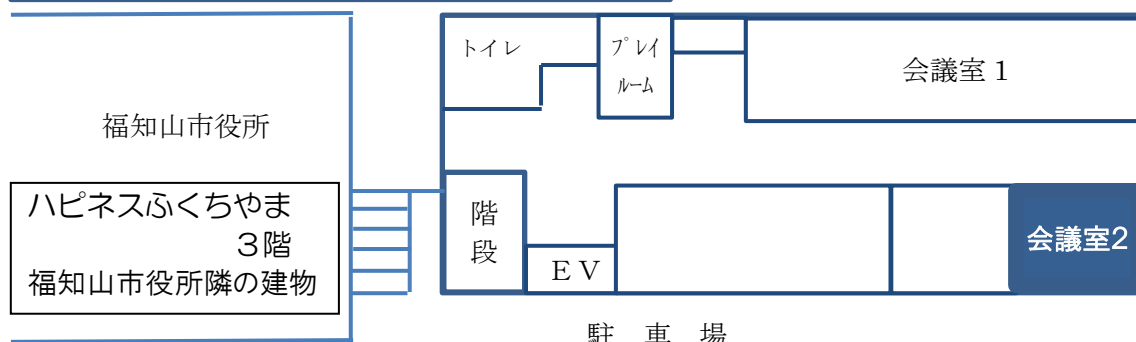
令和2年度申請受付場所及び受付時間表

受付日	受付時間	場 所
11月25日(月)	8:30~17:15	生涯学習課
11月26日(火)	8:30~17:15	生涯学習課
11月27日(水)	8:30~19:00	生涯学習課
11月28日(木)	8:30~17:15	生涯学習課
11月29日(金)	8:30~17:15	生涯学習課
	17:30~20:00	ハピネスふくちやま3階会議室2
11月30日(土)	9:00~16:30	ハピネスふくちやま3階会議室2
12月 1日(日)	9:00~16:30	市民交流プラザふくちやま3階ギャラリー
12月 2日(月)	8:30~17:15	生涯学習課
12月 3日(火)	8:30~17:15	生涯学習課
12月 4日(水)	8:30~19:00	生涯学習課
12月 5日(木)	8:30~17:15	生涯学習課
12月 6日(金)	8:30~17:15	生涯学習課
	17:30~20:00	ハピネスふくちやま3階会議室2

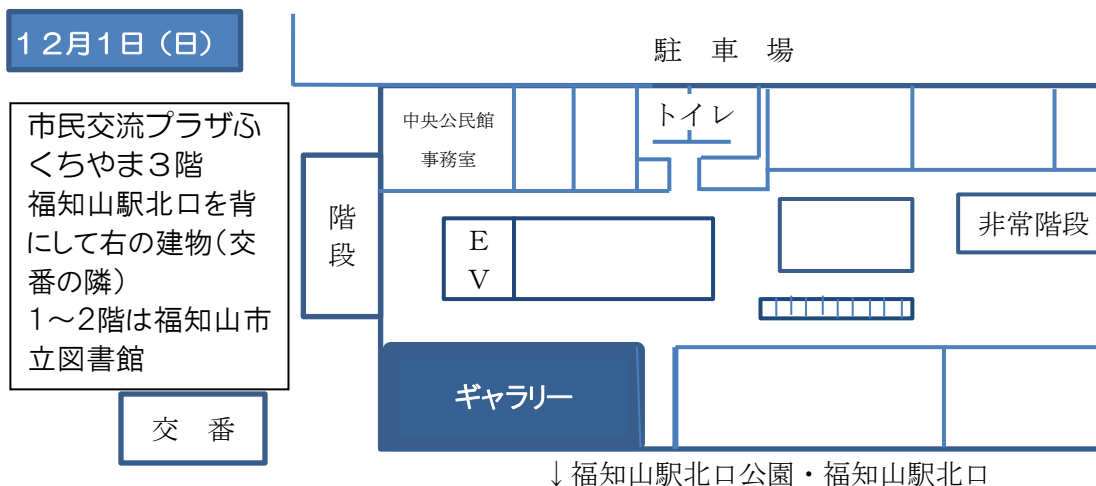
注)ハピネスふくちやま、市民交流プラザふくちやまにはコピー機がありませんので、コピーの必要な書類(母子手帳等)は原本と写しの両方が必要です。

時間外・休日窓口案内図

11月29日(金)・30日(土)・12月6日(金)



12月1日(日)



↓ 福知山駅北口公園・福知山駅北口

◆対象

保護者や同居家族が次の理由により昼間見守ることのできない児童

- ・ 家庭内外での就労による。
- ・ 病気療養中、もしくは出産の産前産後である（産前8週の属する月初めから産後8週の属する月末。ただし双子以上の多子出産の産前は14週）。
- ・ 高齢（65歳以上）である。
- ・ 家族が病気等で看護・介護が必要である。

◆開設日・開設時間

◎開設日

■令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

ただし、次に定める日は開設しません。

◇日曜日及び国民の祝日、12月29日から1月3日まで

◇気象警報発表の場合

- ・ 気象警報発表等により学校が休校の場合は、休部とします。
- ・ 授業の途中で気象警報発表等により下校になれば、休部とします。
- ・ 学校休業日において、放課後児童クラブを開設するまでに気象警報が発表されれば、休部とします。

◇その他、特別な事情（インフルエンザによる学級閉鎖等）により臨時に休部とする場合があります。

◎開設時間

■平日 月曜日～金曜日：下校から午後7時

土曜日：午前7時45分から午後7時

■長期休業期間（春・夏・冬休み）：午前7時45分から午後7時

※ お迎えの状況により、午後7時までに閉所する場合があります。

◎児童の送迎

■帰宅については、保護者（成人）のお迎えが必要です。

※ 児童クラブの閉所時間は午後7時ですので、必ず午後7時までに保護者の方がクラブ室まで迎えに来てください。

※ 学校休業日の朝は、駐車場までではなく、クラブ室まで保護者が送り届けてください。

※ 利用申請書の同居家族欄に記入のない人が代理として迎えに行く場合は、保護者が事前に連絡するなど児童クラブにあらかじめわかるようにしてください。安全上の問題のため、確認ができないと代理の方にはお引渡しできませんのでご理解ください。

実施日	実施時間	利用条件
月～金	下校から午後7時（閉所）	事前登録必要 （勤務証明書等書類必要） （ <u>午後7時までに保護者の迎えが必要</u> ）
土	午前7時45分（開所）から 午後7時（閉所）	
春・夏・冬休み		

◆使用料について

以下は平成31年度(令和元年度)のものであり、令和2年度の使用料及び減免制度の予定内容です。

◎常時利用(平日の授業日と土曜日の使用料) 月額3,500円(8月分を除く)

長期休業期間も利用されますと、その月は長期休業期間使用料との合計額となります。ただし、8月分は平日の授業日がないため、長期休業期間のみの使用料となります。

◎長期休業期間使用料

	4月春休み	7月夏休み	8月夏休み	12月冬休み	1月冬休み	3月春休み
使用料	3,500円	6,000円	12,000円	2,000円	2,000円	3,500円

- ※ 常時利用は、1日も出席されなかった場合でも使用料の納付が必要となります。
- ※ 使用料は、別途翌月に郵送する納入通知書兼領収証書で納入期限内に納めてください。使用料を2ヵ月分以上滞納された場合は、使用停止となります。常時利用の場合、使用停止のままでも料金がかかりますのでご注意ください。
- ※ 使用料は、月決め料金となっており、日割計算はいたしません。
- ※ 退部される場合は、退部する月末までに必ず退部届を提出してください。提出されないと、翌月以降も使用料がかかります。
- ※ 長期休業期間(春・夏・冬休み)は、おやつ代を別途(100円程度/日)負担していただきます。

◎減免制度

	対 象	減免額	申請
同月に2人以上利用	同月に同じ申請者で2人以上利用される場合	2人目(年下)が半額 3人目以降が無料	申請不要
市府民税のうち 市民税所得割 額の合計	令和2年度課税の住民税(市府民税)が世帯全員非課税である、もしくは均等割のみ課税されている世帯	全 額	※申請必要
	令和2年度課税の住民税(市府民税)のうち市民税所得割額の世帯合計が77,100円未満の世帯	半 額	※申請必要
生活保護世帯	生活保護世帯	全 額	※申請必要

- ※ 平成31年度(令和元年度)に減免承認されている世帯においても、年度ごとに減免申請が必要です。利用決定後に減免申請をされない場合は、令和2年4月利用分以降は減免が適応されません。
- ※ 市民税所得割額の合計については、6月に令和2年度市府民税が賦課決定されるため、平成31年度市府民税額により仮の減免決定をし、賦課決定される6月以降に市府民税額を確認し、本決定とします。本決定と仮決定との使用料に差額が生じた場合は精算します。
- ※ 生活保護世帯については、減免申請書に「生活保護受給証明書」を添付してください。

◆入部申請手続きについて

■令和2年度福知山市放課後児童クラブ利用申請書(様式第1号)

- ◇ 利用を希望する児童、同居家族(同一世帯及び同一敷地内にお住まいの方、住民票をおいたまま出られている方も含む全員)、利用希望期間、利用希望理由、その他を記入し提出してください(利用児童1人につき1枚ずつ必要です)。

■各証明書及び申立書

- ◇ 利用を希望する児童と同居(同一世帯及び同一敷地内にお住まいの方、住民票をおいたまま出られている方も含みます)の18歳から65歳未満の方は必ず全員分(住民票に記載のある人全員)、以下に該当する証明書を提出してください。

申立書は提出する窓口で記入していただくため、印鑑をご持参ください。

● 就労の場合…………… 勤務(自営)証明書

自営業の場合は、確定申告の写しの添付が必要です。

● 求職中・採用内定中の場合…………… 申立書

● 病気を理由とする場合…………… 申立書 + 診断書(原本)

● 出産の場合…………… 申立書 + 母子手帳

時間外・休日窓口の場合は、母子手帳の表紙と出産(予定)日が明記されている部分の写しも添付してください。出産(予定)日が記入してあるか確認してください。

● 看護・介護を理由とする場合…………… 申立書 + 診断書・要介護認定書・身体障害者手帳

時間外・休日窓口の場合は、身体障害者手帳等の写しも添付してください。

● 就学の場合…………… 申立書 + 在学証明書(原本・現在の学年の証明)

進学先が未定の場合は、生涯学習課にご相談ください。

※ 兄弟姉妹で利用される場合は、各証明書は1枚ずつで結構です。

※ 市の様式に記入された勤務(自営)証明書のみ受け付けます(会社独自の様式は不可)。

※ 提出は保護者もしくは利用申請書に記入の同居家族(成人)のみでお願いいたします。

◆提出書類についての注意事項

◎ 利用申請書類に不備があった場合は受付時に全て返却しますので、再度書類を整えて提出してください。再提出があるまでは、申請を受け付けていない状態です。ご注意ください。

◎ 利用申請書類の記入内容に偽りがある場合は、入部を取り消します。

◎ 住所や申請者、勤務状況等、提出書類の記載内容に変更が生じた場合は、必ずその都度生涯学習課に連絡をしてください。必要書類の再提出が必要となります。

◎ 随時受け付けの場合は利用開始希望日の14日前までに提出してください。

◆傷害保険の加入

放課後児童クラブ開設中のけがや事故には、市が加入する一般財団法人児童健全育成推進財団の児童クラブ共済制度を適用します。この保険に加入する費用については、別途負担していただく必要はありません。補償については、この傷害保険の範囲内での対応となります。

[補償内容＝死亡・後遺障害給付金額300万円、入院給付金日額5千円、手術給付金は手術の種類に応じて定められた倍率×入院給付金日額、通院給付金日額2千円、療養給付金(30日以上療養)2万円]

※当該児童クラブ以外の児童とのトラブル(けが等)については、保険対象外になります。

※通院のための交通費や保護者の通院付添い等にかかる休業補償等は対象となりませんのでご了承ください。

◆入部の決定について

- ◎ 提出書類を審査の上、入部が適当と認めるときは「令和2年度 放課後児童クラブ利用決定通知書」により申請者に通知します。
- ◎ 利用希望者が定員を超えると、入部を待機していただく場合があります。ご了承ください。
入部については低学年を優先して決定します。
- ◎ 放課後児童クラブ使用料の滞納がある場合は入部できません。

◆退部・入部資格の喪失について

- ◎ 次に該当する場合は入部資格を喪失します(速やかに「退部届」を提出してください)。
 - 児童を家庭で見守ることが可能になったと認められる場合。
 - 特別な理由もなく、1カ月の開設日の半分以上欠席した場合。
 - 放課後児童クラブの取り決めを守らない場合や指導員の指示に従えない場合。

◆開設児童クラブ及び定員 (常時利用希望者を優先します)

児童クラブ名	定員	設置場所	対象児童
惇明	80人	内記5丁目21 惇明小学校内児童クラブ室	惇明小学校児童
昭和	80人	北本町一区118 昭和小学校内児童クラブ棟	昭和小学校児童
大正	80人	水内1108 大正放課後児童クラブ棟	大正小学校児童
雀部	80人	前田1879-9 雀部小学校内児童クラブ室	雀部小学校児童
庵我	40人	中2113-3 庵我放課後児童クラブ棟	庵我小学校児童
修斉	80人	半田50 修斉小学校内児童クラブ棟	修斉小学校児童
遷喬	80人	石原1丁目187 遷喬放課後児童クラブ棟	遷喬小学校児童
上豊富	40人	字畑中1600 上豊富小学校内児童クラブ室	上豊富小学校児童
六人部	80人	上松232 六人部小学校内児童クラブ室	六人部小学校児童
成仁	80人	中坂町10 成仁小学校内児童クラブ棟	成仁小学校児童
三和	40人	千束3-57 旧細見小学校内児童クラブ室	三和小学校児童
夜久野	40人	額田218-4 額田児童館内児童クラブ室	夜久野小学校児童
大江	40人	二俣489 美鈴小学校旧寄宿舍内児童クラブ室	美河・美鈴・有仁小学校児童

よくある質問

Q1 祖父母と同居していますが、児童クラブの利用はできますか？

A. 祖父母等同居家族(同一世帯及び同一敷地内にお住まいの方、住民票をおいたまま出られている方も含む全員)が65歳未満で、児童を見守ることができる場合は利用できません。就労されている場合は、勤務(自営)証明書の提出が必要です。ただし、利用開始希望日時時点で65歳以上の場合は不要です。

Q2 出産に伴い休職をしますが児童クラブの利用はできますか？

A. 休職に入られる前までに手続きをしていただくことで、産前産後の一定期間は児童クラブの利用はできます(期間は2ページ「◆対象」をご覧ください)。その後、年度内に職場復帰をされ引き続き利用を希望される場合は、勤務(自営)証明書を提出してください。改めて書類の内容に応じた利用期間を設定させていただきます。産後8週の属する月末の後、休職・退職等され勤務をされない場合は、その後の利用はできなくなりますので退部届の提出が必要となります。提出がない場合は、使用できなくても翌月以降も使用料がかかりますのでご注意ください。

Q3 離婚等によりひとり親家庭になりましたが、使用料は変わりますか？

A. 変更はありません。ただし、3ページ「◎減免制度」に該当される場合は、減免申請書を提出していただくことで、審査の結果「減免」となることがあります。なお、申請者や家族構成・住所等が変更となる場合は、必ず生涯学習課で手続きをしてください。

Q4 仕事を辞めました。退部しなければなりませんか？

A. 仕事を辞めて、他に入部資格がなくなった場合は退部していただきます。ただし、常時利用の方は、次の仕事を探す場合、申立書の提出があれば最大2ヵ月間、引き続き利用可能です。この場合、所定の期日までに新しい勤務先の勤務(自営)証明書の提出があれば、その後も利用できます。

Q5 長期休業期間のお昼ご飯はどうするのですか？

A. 各家庭からお弁当とお茶を持参していただきます。土曜日や短縮授業日等、給食が無い日も同様です。

Q6 勉強を教えてもらえるのですか？

A. 学習時間がありますので宿題や自主勉強をすることは出来ますが、指導員が勉強を教えることはありません。

Q7 欠席する場合はどうすれば良いのですか？

A. 保護者から学校への欠席連絡が児童クラブまで連絡されることはありませんので、休まれる場合は、学校と児童クラブの両方に必ず保護者から連絡をお願いいたします。

Q8 児童クラブで怪我をした場合はどうなりますか？

A. 4ページ「◆傷害保険の加入」のとおりで、学校で加入している保険とは異なっております。不十分だと思われる場合は、個人で別の保険に加入していただく必要があります。

保護者のみなさまへ

お子さまが安全に放課後児童クラブで過ごすことができますよう、入部案内をよくお読みいただき、申請をしていただきますようお願いいたします。また、各児童クラブでは、友だちや指導員たちと一緒に楽しく過ごすためにルール等を決めております。決められた約束を守ったり指導員の話をよく聞いたりしながら楽しく過ごしていけるように、家庭でもお子さまに話をさせていただきますよう、よろしくお願いたします。

◆利用申請書記入例

(様式第1号)

※受付日

令和2年度 福知山市放課後児童クラブ利用申請書

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

令和 年 月 日

福知山市長 様

福知山市放課後児童クラブの設置に関する条例に基づき、下記のとおり申請します。なお、承認判定のために、申請児童の同居家族(同一世帯及び同一敷地内にお住まいの方、住民票をおいたまま出られている方も含む全員)について、住民基本台帳その他公簿を閲覧すること、及び保護者等の勤務の状況を確認することについて同意します。

申請者(保護者) 〒 -

住 所 福知山市
(アパート名等)

氏 名

電話番号

携帯電話

朱肉で押印する印鑑
をお願いいたします。

なるべく二人の
連絡先をご記入
ください。
続柄は利用児童
から見たもので
す。

利用申請書は利用する
児童ごとに必要です。

利用クラブ () 放課後児童クラブ (小学校)	
利用児童 氏名	男・女 生年月日 平成 年 月 日 兄弟姉妹 利用の有無 有・無
氏名	続柄
生年月日	勤務先 学校名新学年 保育園
<p>利用する児童以外の同居家族全員(住民票があるが実際にはいない人・同一敷地内で別世帯の人も含みます)について記入してください(続柄は利用児童から見たものです)。 ※申請者の記入漏れに注意してください。 ※学年は新学年で記入してください。</p>	
利用希望期間	<p>※該当する番号に○を付けてください。</p> <p>※土曜日利用を希望される場合は、</p> <p>1 常時利用(平日の授業日と)</p> <p>2 年度初め春休み期間の利用</p> <p>3 夏休み期間の利用(7月)</p> <p>4 冬休み期間の利用(12月)</p> <p>5 年度末春休み期間の利用()</p>
利用希望理由	<p>※該当するもの全てに○を付けてください。(例:父が仕事で、母が介護の場合は、1と4に○印)</p> <p>1 就労のため (勤務(自営)証明書)</p> <p>2 保護者が病弱 (診断書・身体障害者手帳)</p> <p>3 屋間同居家族</p> <p>4 保護者は就労しているが、保護・介護が必要であるため</p> <p>5 その他の理由 ()</p>
備考	<p>※集団生活に際して児童に配慮が必要と思われる事がある場合にご記入ください。</p> <p>例) 卵アレルギーがあります。集団での指示が伝わりにくいです。</p>
<p>利用申請書を提出するにあたり、入部案内の説明を文書で確認し、記載内容(利用条件や活動内容・加入する保険内容等)について同意します。</p>	

全員の勤務(自営)証明書に土曜日勤務の記載がある場合のみ土曜日利用可能です。

兄弟姉妹が児童クラブを利用する場合は「有」、利用しない場合は「無」に○をお願いいたします。

日付の記入漏れに注意してください。

特になければここに○をお願いいたします。

入部案内には利用に際して必要な決まりが記載してあります。必ず同意の上で署名・押印をしてください。同意の署名がないと利用することはできません。

朱肉で押印する印鑑をお願いいたします。